

（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用するものとする。 二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者（1）から（9）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（9）までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用する者とする。 二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者（1）から（9）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（9）までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

(1)	重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の（一）又は（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数	（一）	（二）に掲げる者以外のもの	八六、〇〇〇単位
		（二）	六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当するもの（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）	五八、六五〇単位
		（2）	前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の（一）及び（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数	五八、六五〇単位
(3)	（一）に掲げる者以外のもの	（一）	（二）に掲げる者以外のもの	六九、九八〇単位
		（二）	介護保険給付対象者	四二、六五〇単位
		（3）	重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（（2）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数	四二、六五〇単位
a	区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者	（一）	（二）から（四）までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数	四八、二〇〇単位
		（二）	（一）から（四）までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数	四八、二〇〇単位
		（3）	重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（（2）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数	四八、二〇〇単位
b	区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者	三三、八〇〇単位		
c	区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう			

(1)	重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の（一）又は（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数	（一）	（二）に掲げる者以外のもの	八五、七五〇単位
		（二）	六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）	五八、四八〇単位
		（2）	前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の（一）及び（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数	五八、四八〇単位
(3)	（一）に掲げる者以外のもの	（一）	（二）に掲げる者以外のもの	六九、八三〇単位
		（二）	介護保険給付対象者	四二、五六〇単位
		（3）	重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（（2）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数	四二、五六〇単位
a	区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者	（一）	（二）から（四）までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数	四八、一一〇単位
		（二）	（一）から（四）までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数	四八、一一〇単位
		（3）	重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（（2）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数	四八、一一〇単位
b	区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者	三三、七四〇単位		
c	区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう			

。以下同じ。）に該当する者		二六、九七〇単位
d	区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者	二一、五四〇単位
(二)	介護保険給付対象者（三）及び四に掲げる者を除く。）	
(三)	介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四）に掲げる者を除く。） 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	一六、〇五〇単位
a	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二六、七七〇単位
b	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一九、三九〇単位
c	区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	一六、〇五〇単位
d	区分四に該当する者	一五、一三〇単位
e	区分三に該当する者	一一、七一〇単位
(四)	介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（7）及び（8）に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数	
a	b及びcに掲げる者以外のもの	三、九七〇単位

。以下同じ。）に該当する者		二六、九二〇単位
d	区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者	二一、五〇〇単位
(二)	介護保険給付対象者（三）及び四に掲げる者を除く。）	
(三)	介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四）に掲げる者を除く。） 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	一六、〇二〇単位
a	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二六、七二〇単位
b	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一九、三五〇単位
c	区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	一六、〇二〇単位
d	区分四に該当する者	一五、一〇〇単位
e	区分三に該当する者	一一、六九〇単位
(四)	介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（7）及び（8）に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数	
a	b及びcに掲げる者以外のもの	三、九六〇単位

		(4)	
		行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。)	
		次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
		(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	
		三、九七〇単位	
		b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの(c に掲げる者を除く。)	
		次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数	
		i 区分六に該当する者 一六、四〇〇単位	
		ii 区分五に該当する者 一〇、三六〇単位	
		iii 区分四に該当する者 八、〇七〇単位	
		c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	
		三、九七〇単位	
		(2)	
		生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。)	
		次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	
		a 区分六に該当する者 三、九七〇単位	
		b 区分五に該当する者 二六、五六〇単位	
		c 区分四に該当する者 一九、九七〇単位	
		d 区分三に該当する者 一四、八二〇単位	
		e 障害児 一八、八六〇単位	
		二二、五四〇単位	

		(4)	
		行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。)	
		次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
		(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	
		三、九六〇単位	
		b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの(c に掲げる者を除く。)	
		次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数	
		i 区分六に該当する者 一六、三七〇単位	
		ii 区分五に該当する者 一〇、三四〇単位	
		iii 区分四に該当する者 八、〇六〇単位	
		c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	
		三、九六〇単位	
		(2)	
		生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。)	
		次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	
		a 区分六に該当する者 三、九六〇単位	
		b 区分五に該当する者 二六、五〇〇単位	
		c 区分四に該当する者 一九、九三〇単位	
		d 区分三に該当する者 一四、七九〇単位	
		e 障害児 一八、八二〇単位	
		二二、四九〇単位	

e	区分二に該当する者	三、八〇〇単位
f	区分一に該当する者	二、九四〇単位
g	障害児	九、四四〇単位
(三)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	二一、三一〇単位
(6)	居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（2）から（4）まで、（7）及び（8）に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の（1）から（3）まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者	二、三二〇単位
(7)	居宅介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの	次の（イ）から（ロ）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（イ）から（ロ）までに掲げる単位数
(一)	介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの	次の（イ）から（ロ）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（イ）から（ロ）までに掲げる単位数
a	区分六に該当する者	一三、〇六〇単位
b	区分五に該当する者	九、四九〇単位
c	区分四に該当する者	七、四二〇単位
(二)	介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合	

にあるもの (三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数	三、三七〇単位	a 区分六に該当する者 一一、五三〇単位	b 区分五に該当する者 七、九五〇単位	c 区分四に該当する者 五、八三〇単位	(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	(一) 区分六に該当する者 九、二〇〇単位	(二) 区分五に該当する者 五、六三〇単位	(三) 区分四に該当する者 三、五六〇単位	(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数	(一) (二)に掲げる者以外のもの 一二、七六〇単位	(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) 三、五〇〇単位	ロ、二 (略)
にあるもの (三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数	三、三六〇単位	a 区分六に該当する者 一一、五〇〇単位	b 区分五に該当する者 七、九三〇単位	c 区分四に該当する者 五、八二〇単位	(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	(一) 区分六に該当する者 九、一八〇単位	(二) 区分五に該当する者 五、六二〇単位	(三) 区分四に該当する者 三、五五〇単位	(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数	(一) (二)に掲げる者以外のもの 一二、七三〇単位	(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) 三、四九〇単位	ロ、二 (略)